

# 広報 たじり

特集号

平成 22 年 11 月

## 田尻町の住所表示が変わります！

平成22年11月13日(土)より、田尻町の住所から「大字」を削除し、表示の簡素化及び田尻町のイメージアップを図ります。

あわせて、番地に枝番がついてる場合の表示も変更します。

◎住所や戸籍の本籍地などの表示は、このようになります

【変更例】 例外を除き、次のとおりとなります。

田尻町 大字 嘉祥寺〇〇番地 の△



田尻町 嘉祥寺〇〇番地△

田尻町 大字 吉見〇〇番地 の△



田尻町 吉見〇〇番地△

◎住所表示の変更に伴う変更手続きは一覧表のとおりです。

○田尻町役場への変更手続きは必要ありません。

○関西電力や NTT、大阪ガスへの変更手続きは、必要ありません。

○電話番号や郵便番号に変更はありません。

○ご本人で変更手続きをしていただくものについては、一覧表をご覧のうえ、手続きをしていただきますようお願いいたします。

- ・ 変更手続きが必要な場合は、平成 22 年 11 月 15 日(月)以降に行ってください。
- ・ 手続きに必要な「変更証明書」は、平成 22 年 11 月 15 日(月)から役場 住民課 の窓口で無料発行します。

なお、商業・法人登記簿にかかる「変更証明書」は、役場 企画人権課 の窓口で無料発行いたします。受付窓口が異なりますのでご注意ください。証明書の発行が必要な人は、本人確認ができるもの（運転免許証など）をご持参ください。

# 住所表記変更にもなう変更手続き一覧表

役場で書き換えるもの（手続きの必要はありません）		
公簿名	変更欄	説明
住民票	住所欄	新しい住所に書き換えます
戸籍簿	本籍欄	新しい本籍に書き換えます
役場の各種台帳など	住所欄	新しい住所に書き換えます

\* 国民健康保険証・介護保険証・後期高齢者医療保険証・乳幼児等医療証・その他各医療証等についても特に変更の手続きの必要はありません。

## ①土地・建物登記簿など

項目	該当する人	住所変更による取り扱い [手続きの方法等]	問い合わせ先
登 記	土地・建物登記簿（不動産の所在）	登記をしている人	法務局において職権で変更しますので所在変更の手続きの必要はありません。
	土地・建物登記簿（不動産所有者・抵当権・仮登記権利者などの住所）	登記をしている人	特に住所変更の手続きは必要ありません。 なお、住所変更しないと不都合が生じる場合は、役場住民課で発行する「変更証明書」等を添付して登記することができます。（「変更証明書」が添付されているときは、登録免許税は無料です）
	商業・法人登記簿（会社の本店・法人の主たる事務所の所在等）	登記をしている会社・法人の代表者の人	「大字」については、住所変更の手続きは必要ありません。 （支店・従たる事務所も同様です） なお、住所変更しないと不都合が生じる場合は、役場企画人権課で発行する「変更証明書」等を添付して登記することができます。（「変更証明書」が添付されているときは、登録免許税は無料です）
	商業・法人登記簿（会社・法人の代表者・役員等の住所）	登記している会社・法人の代表者の人	「大字」については、住所変更の手続きは必要ありません。 なお、住所変更しないと不都合が生じる場合は、役場企画人権課で発行する「変更証明書」等を添付して登記することができます。（「変更証明書」が添付されているときは、登録免許税は無料です）

\* 変更手続きを司法書士に委任される場合、その費用は自己負担となります。

## ②年金・健康保険など

項目		該当する人	住所変更による取り扱い (手続きの方法等)	問い合わせ先
年金・健康保険等	国民年金・厚生年金保険の受給者の住所	左記の年金受給者	住所変更の手続きは必要ありません。	貝塚年金事務所 TEL 431-1122
	国民年金加入者の住所	左記の年金受給者	住所変更の手続きは必要ありません。	貝塚年金事務所 TEL 431-1122
	厚生年金保険加入事業所及びその加入者の住所	左記の事業所及び被保険者	住所変更の手続きは必要ありません。	貝塚年金事務所 TEL 431-1122
	全国健康保険協会管掌健康保険任意継続健康保険の加入者の住所	左記の加入者	住所変更の手続きは必要ありません。	全国健康保険協会大阪支部 TEL06-6201-7070
	国民年金基金の加入者・受給者の住所	左記の加入者及び受給者	住所変更の手続きは必要ありません。	大阪府国民年金基金 TEL0120-65-4192
	組合管掌健康保険加入事業所及び加入者の住所	左記の事業所及び被保険者	取扱いが異なる場合がありますので、各保険組合へお問い合わせください。	各健康保険組合

## ③運転免許証・車検証など

項目		該当する人	住所変更による取り扱い [手続きの方法等]	問い合わせ先
運転免許 車 検 証	自動車運転免許証	運転免許証の交付を受けている人	住所・本籍の変更の記載（裏面への記載）を希望される人は、変更手続きをしてください。泉佐野警察署及び門真・光明池両運転免許試験場で手続きされる場合は、住民票の写し、住所・本籍の表示の変更証明書等は必要ありません。泉佐野警察署以外の警察署で手続きされる場合は、住民票の写し、住所・本籍の表示の変更証明書等が必要です。なお、平成22年11月28日（日）の午前9時から午後1時までの間、田尻町立公民館において変更手続きの受付を実施します。この場合も住民票の写し、本籍・住所の変更証明書等は必要ありません。	泉佐野警察署 交通総務課 TEL 464-1234
	自動車車検証	軽自動車の使用者・所有者	住所変更の手続きは、必要ありません。	軽自動車検査協会 大阪主管事務所 和泉支所 TEL 072-273-1561
	軽自動車届出済証	普通自動車及び小型自動車（排気量251cc以上）の使用者・所有者 二輪自動車の軽自動車（排気量126cc～250cc）の使用者・所有者	住所変更の手続きは、必要ありません。	

## ④その他

項目		該当する人	住所変更による取り扱い [手続きの方法等]	問い合わせ先
郵便局	郵便貯金通帳 ゆうちょ銀行総合口座通帳 簡易保険証書 かんぽ生命保険証券 郵便貯金キャッシュカード ゆうちょキャッシュカード	預金者等	住所変更の手続きは必要ありません。 詳しくは、各郵便局の窓口にお問い合わせください。	各郵便局の窓口
	預金通帳 定期預金証書 キャッシュカード等	預金者等	一般的には、住所変更の手続きは必要ありませんが当座預金、融資と取り引き等については、金融機関によって取り扱いが異なります。詳しくは、各金融機関の窓口にお問い合わせください。	各金融機関の窓口
その他	株式等の有価証券、生命保険証書等	左記の所有者及び加入者	各社とも対応が異なりますので、詳細については、各社の窓口にお問い合わせください。	各社の窓口
	クレジットカード（買物代金等の決済等に利用し、後日契約会社から請求のあるもの）	左記のカードの所有者	各社とも対応が異なりますので、詳細については、各クレジット会社の窓口にお問い合わせください	各クレジット会社の窓口
	NHK受信料	受信契約者	住所変更の手続きは必要ありません。	日本放送協会 大阪放送局 Tel.06-6941-0431
	電気・電話・ガス等の公共料金	使用者	一般的には、住所変更の手続きは必要ありません。	各社の窓口

- 一覧表に掲載の問い合わせ先は、平成 22 年 10 月 1 日現在のものです。
- 手続きが不要な事項についてもご本人の希望により住所表示を変更することができるものもありますので、ご希望のある方は問い合わせ先でご確認ください。
- 代表的なものを一覧表に掲載していますが、掲載以外のものでも手続きの必要なものは、それぞれの関係機関にお問い合わせください。
- 詳細についてのお問い合わせは、それぞれの関係機関にお願いいたします。

田尻町総務部企画人権課

電 話 072-466-5019

FAX 072-466-8725